

改訂意匠審査基準（第1部、第2部）（案）

第1部 願書・図面

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされ、また登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない。

(1) 意匠に係る物品

当該意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

なお、意匠法施行規則別表第一（以下「別表第一」という。）の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品についてされた意匠登録出願の場合には、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されたその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明に基づいて用途及び機能を認定する。（意匠法施行規則様式第2備考39）

(2) 意匠に係る物品の、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）

当該意匠に係る物品の形態を認定する。

(注)

第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第7部第2章「組物の意匠」72.1.1.3「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。

第2部 意匠登録の要件

第1章 工業上利用することができる意匠

<中略>

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠に係る物品の形態

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

換言すれば、例えば、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合

②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）

総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願

書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、以下の事例において、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。（第8部「願書・図面等の記載の補正」第1章「補正」参照）

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

②図が相互に一致しない場合

③図面、写真などが不鮮明な場合

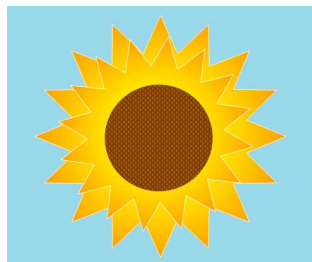
(i) 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合

(ii) 鮮明な図面、写真などであっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものが写ってあらわされていて、正確に意匠を知ることができない場合
ただし、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において、外形形状を明確にするために、背景に単一色による彩色を施した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その彩色が、背景の彩色である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても背景の彩色であることが明らかな場合を除く。

一方、下の例のように、図全体が出願の意匠に係る物品の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例

【表面図】

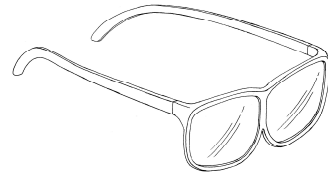


意匠に係る物品「装飾用シール」

出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

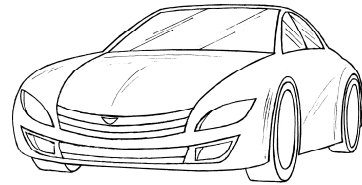
- ④意匠が抽象的に説明されている場合
願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合
- ⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合
(意匠法第6条第3項)
- ⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合
動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合
(意匠法第6条第4項)
(意匠法施行規則様式第6備考20)
- ⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合
ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。
(意匠法第6条第6項)
- ⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合
(意匠法第6条第7項)
(意匠法施行規則様式第6備考24)
- ⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合
(i) ただし、下記の場合は除く
イ 形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合を除く。(意匠法施行規則様式第6備考7)、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合

説明の記載の省略が認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。

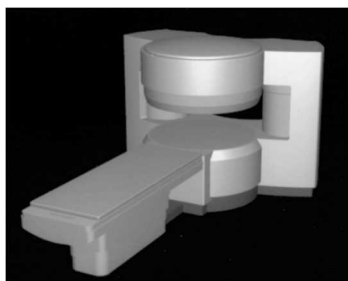


意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

ロ コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において「陰」としての明度変化を表している場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その明度変化が「陰」である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合
ただし、下のbの例のように、各面に表された彩色が「陰」であるのか否か明らかでない場合には、意匠が具体的なものと認められない。

a 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例

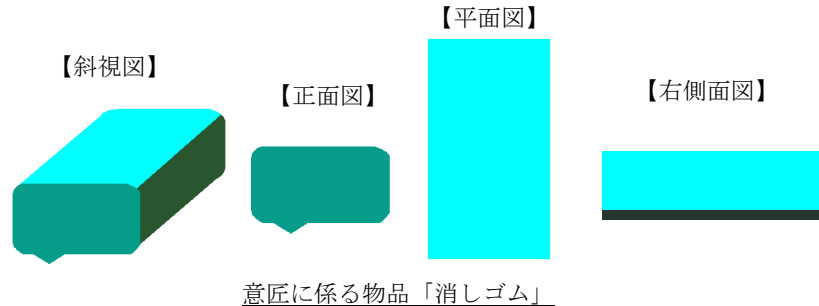


意匠に係る物品「医療用画像撮影機」



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

- b 説明の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例



(ii) ~~なお~~、物品に表された文字、標識は以下のように取り扱う。

- イ 物品に表された文字、標識は、下記のロに掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。
- ロ 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

例としては以下のとおり。

- ㄐ a 新聞、書籍の文章部分
- ㄐ b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

(i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）により作成されていない場合
ただし、下記除く。

- イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真
- ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面を除く。

(ii) 各図の縮尺が相違する場合

(iii) 6面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合を除く。

- イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意

匠の説明」の欄に記載されている場合

(意匠法施行規則様式第6備考8)

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図
正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背 面 図 左 側 面 図 右 側 面 図

ロ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合

ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合

ホ 意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図を省略した場合

ヘ 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下のaからcのいずれかに該当する図を省略した場合

a 正面図又は背面図のいずれか一方

b 左側面図又は右側面図のいずれか一方

c 平面図又は底面図のいずれか一方

(iv) 正投影図法により作成した 6 面図において図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(v) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 9)

⑩ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

(i) 各図の縮尺が相違する場合

(ii) 2 面図が揃っていない場合 (平面的なものの場合)

ただし、次の表の左に掲げる場合において右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合	裏 面 図
裏面図が無模様の場合	〃

(iii) 図を省略した場合において、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 10)

(注)

平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

⑫ 形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 12)

⑬ 意匠法施行規則様式第 6 備考 13 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

(i) 省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面

(ii) 省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない場合

⑭ 6 面図又は 2 面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

(i) 意匠法施行規則様式第 6 備考 14 に規定する展開図、断面図、拡大図など

(ii) 積み木、組木にあつては意匠法施行規則様式第 6 備考 19 に規定する

斜視図

⑮断面図などの切断面および切断箇所が表示が下記に該当する場合

- (i) 切断面に平行斜線が不完全又ははない場合
- (ii) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。

（意匠法施行規則様式第6備考15）

⑯部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合

（意匠法施行規則様式第6備考16）

⑰分離できる物品が下記に該当する場合

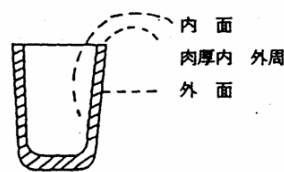
ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合

（意匠法施行規則様式第6備考18）

⑱透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考24の規定によって作成されていない場合

（注） 備考24に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



(i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考24イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。

(ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考24ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。

（意匠法第6条第7項） （上記⑧参照）

<後略>